

国地契第13号  
国官技第60号  
国営管第111号  
国営計第27号  
国土入企第1号  
国港総第270号  
国港技第65号  
国北予第13号  
平成24年6月11日

最終改正 令和3年3月31日 国会公契第69号  
国官技第413号  
国営管第592号  
国営計第167号  
国不入企第43号  
国港総第798号  
国港技第105号  
国北予第84号

大臣官房官庁営繕部 各課長  
各地方整備局 総務部長  
企画部長  
建政部長  
港湾空港部長  
営繕部長  
北海道開発局 事業振興部長  
営繕部長

あて

大臣官房 地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部管理課長  
計画課長  
土地・建設産業局 建設業課長  
港湾局 総務課長  
技術企画課長  
北海道局 予算課長

下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行について

国土交通省が発注する工事において、受注者から下請負人への適切な支払いを担保することで下請負人へのしわ寄せを防止する観点から、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議とりまとめ）を踏まえ、当面、下記に定めるところにより、下請負人の見積を踏まえた入札方式について試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺憾なきよう措置されたい。

## 記

### 第1 対象工事

この試行の対象工事は、当面、「特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について」（平成24年6月11日付け国地契第12号、国官技第59号、国営管第110号、国営計第26号、国港総第268号、国港技第64号、国北予第12号。以下「特定専門通達」という。）記1(1)に掲げる工事とし、入札公告及び入札説明書において、当該工事が下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行対象工事である旨を明らかにするものとする。

### 第2 実施方法

この試行においては、特定専門工事（特定専門通達記1(1)に規定する工事をいう。以下同じ。）を施工する予定の下請負人（以下「特定下請負人」という。）が入札参加者に提出した見積書（以下「特定下請見積書」という。）の写し1部を、入札時に入札参加者から発注者に提出させ、受注者となった者には、特定下請負人が受注者に提出した特定下請見積書に記載の見積額以上の金額を請負代金額として、当該見積書を提出した特定下請負人と適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付け、見積額以上の契約が締結されていない場合には、地方整備局等（大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び北海道開発局をいう。以下同じ。）において入札及び契約を担当する課（以下「契約担当課」という。）はその理由を記した書面を受注者に提出させ、当該工事を発注した地方整備局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課（大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては、**不動産・建設経済局**建設業課。以下「建設産業課」という。分任支出負担行為担当官が発注する工事の場合にあっては、地方整備局又は北海道開発局開発建設部の契約担当課を経由して建設産業課。）に通報する。また、受注者から特定下請負人への請負代金の支払完了後に、受注者から発注者に提出させる特定下請負人に対する支払いに関する報告書（以下「支払報告書」という。）に記載の支払額が請負代金額を下回る場合には、特定下請負人に対して適切な代金の支払いがなされていないことから、契約担当課はその理由を記した書面を受注者に提出させ、建設産業課に通報する。その詳細な実施方法は次の規定によることとする。

#### 1. 入札時の取扱い

(1) 特定下請見積書の提出

発注者は、入札参加者に対し、入札書の提出期限の日までに、特定下請見積書の写しを1部提出させるものとする。

特定下請見積書は、様式1-1によることとし、当該工事において特定下請負人と締結する予定の全ての契約に係る見積を記載させること。また、提出先は契約担当課とする。

(2) 入札参加者が自ら特定専門工事を施工する場合

入札参加者が自ら特定専門工事を施工する場合には、入札書の提出期限の日までに、様式2の通知書を契約担当課に提出させるものとする。この場合、当該通知書を提出した受注者に対しては、2. から5. までの規定（2. (2)の契約条項の追加に係る規定並びに3. 及び4. (4)の規定を除く。）は適用しない。

(3) 書類の提出がない場合の取扱い

入札参加者が(1)の特定下請見積書の写し又は(2)の通知書を入札書の提出期限の日までに提出しなかった場合、「競争契約入札心得について」（平成24年3月19日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）第6条第11号又は「国土交通省大臣官房官庁営繕部競争契約入札心得について」（平成24年3月31日付け国営管第498号）第6条第11号の「その他入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、当該入札参加者のした入札を無効とする。

(4) 入札説明書への記載

(1)から(3)までに掲げる事項については、入札説明書において入札参加者に明示すること。

2. 契約締結時の取扱い

(1) 特定下請見積書の再提出等

① 発注者と受注者との契約の締結までに落札者が提出した特定下請見積書の内容に変更が生じた場合には、契約担当課は、当該落札者に対し、契約の締結までに、変更後の特定下請見積書の写しを再提出させるものとする。その場合においては、様式1-2に示す記載例のように、1. (1)で提出した特定下請見積書に加筆して修正することとし、変更点が明らかになるようにしなければならない。

② 入札参加時に特定下請見積書を提出していた落札者が、発注者と受注者との契約の締結までに特定専門工事を自ら施工することとした場合には、契約担当課は、当該落札者に対し、契約の締結時までに、様式2の通知書を提出させるものとする。

(2) 発注者と受注者との契約締結

発注者は、受注者が特定下請負人に対して特定下請見積書（1. (1)により提出された見積書（2. (1)により再提出された見積書がある場合には、当該再提出された見積書）をいう。以下同じ。）に記載の見積額以上の金額による契約を締結し、かつ契約を締結した際には、当該契約に係る契約書（以下「特

定下請契約書」という。)の写しを速やかに契約担当課に提出するよう、発注者と受注者の契約締結にあたっては、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)又は「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。)第7条の次に別添1にて規定する第7条の2を追加することとする。受注者は、契約図書に従って、発注者に特定下請契約書の写しを提出することとする。

### (3) 提出書類の確認等

- ① 契約担当課は、特定下請見積書に記載の見積額を下回る金額で受注者と特定下請負人との契約が締結されていないことを確認するため、特定下請見積書に記載の見積額と、特定下請契約書に記載の請負代金額とを比較し、請負代金額が見積額を下回っていないかを確認する。

確認の結果、請負代金額が見積額を下回っていた場合には、受注者と特定下請負人との間で適切に契約が締結されていないおそれがあることから、受注者に対し、別に期限を定めて、請負代金額が見積額を下回る理由を書面で提出させるとともに、当該特定下請契約書の写し、当該特定下請見積書の写し及び当該理由を記した書面(以下「理由書」という。)の写しを建設産業課に送付する。

なお、請負代金額が見積額を下回っていたか否かにかかわらず、契約担当課は、当該特定下請契約書の写し及び当該特定下請見積書の写しを、地方整備局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室(以下「技術担当課」という。)に送付するものとし、受注者から提出があった場合には、理由書の写しも併せて送付するものとする。また、入札者が自ら特定専門工事を施工する場合の様式2の通知書の提出があった場合には、当該通知書の写しを技術担当課に送付するものとする。

- ② 技術担当課は、①の定めによる書類の送付があった場合は、監督職員に情報提供を行うこととする。
- ③ 建設産業課は、①の定めによる書類の送付があった場合において、受注者又は特定下請負人(以下「建設業者」という。)に対し必要に応じて報告を求め、当該理由が不適正であったときは、受注者に是正のための措置を講じるよう求めるものとする。建設産業課は、受注者が適切な是正措置を講じない場合には、法令違反疑義情報として建設業許可部局に①の定めによる書類を通知するものとする。当該通知を受領した建設業許可部局は、建設業法に基づく立入検査や指導等の実施を検討するものとする。建設産業課は、当該通知に基づいて、建設業許可部局において建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、契約担当課へその結果を報告するものとする。
- ④ 契約担当課は、③の定めによる報告があった場合は、指名停止措置要領(「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設

省厚第91号、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付け建設省営管第124号）又は「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、指名停止を行うものとし、技術担当課にその内容を通知するものとする。

⑤ 技術担当課は、④の定めによる通知があった場合は、請負工事成績評定要領（「請負工事成績評定要領の制定について」（平成13年3月30日付け国官技第92号）、「官庁営繕部請負工事成績評定要領の制定について」（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）又は「請負工事成績評定要領の制定について」（平成21年3月31日付け国港建第105号の2）別紙に定めるものをいう。以下同じ。）等に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

⑥ (1)から(3)までにおいて受注者が提出した書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存しておくものとする。

#### (4) 特記仕様書等への記載

(1)の特定下請見積書の再提出に係る手続については、入札説明書において入札参加者に明示し、(2)の契約書の提出に係る事項については、特記仕様書において受注者に明示すること。また、受注者と特定下請負人との間で適切な契約が締結されていないおそれがある場合は、(3)①において定める書類を建設業担当部局（建設産業課及び建設業許可部局をいう。以下同じ。）に送付する旨を工事請負契約書において受注者に明示すること。

### 3. 施工時の取扱い

監督職員は、当該特定専門工事に係る監督業務において、あらかじめ提出された施工体制台帳により、2.(3)②において情報提供を受けた書類と同様の施工体制になっているかを確認するとともに、特に、受注者が自ら特定専門工事を施工する場合には、実際に受注者が下請負人に施工させていないかを確認するものとする。

なお確認の結果、受注者が自ら特定専門工事を施工することとしていたにもかかわらず、受注者が下請負人に施工させている事実が認められたときは、監督職員は受注者に対して、特定下請見積書に相当する下請見積書及び当該契約に係る契約書の写しを契約担当課に提出するように指導するとともに、契約担当課に指導した旨を連絡する。また、提出書類については、2.(3)に準じた取扱いをするものとする。

### 4. 契約変更時の取扱い

#### (1) 契約変更に係る特定下請見積書及び特定下請契約書の提出

受注者と特定下請負人との契約内容に変更が生じた場合、受注者は、当該変更に係る契約に関し特定下請負人が提出した見積書（以下「変更特定下請見積書」という。）の写し及び契約書（以下「変更特定下請契約書」という。）の写しを、速やかに契約担当課に提出することとする。

変更特定下請見積書は、様式1-2に示す記載例のように、特定下請見積書に加筆して修正し、変更点が明らかになるようにしなければならない。

(2) 提出書類の確認等

① 受注者から変更特定下請見積書の写し及び変更特定下請契約書の写しの提出があった場合、2.(3)①の「特定下請契約書」を「変更特定下請契約書」に、「特定下請見積書」を「変更特定下請見積書」に読み替えて、2.(3)①から⑤までの規定を適用する。

② (1)から(4)までにおいて受注者が提出した書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存しておくものとする。

(3) 受注者と特定下請負人との契約が解除された場合

① 受注者と特定下請負人との契約がその履行完了前に解除された場合、様式3により当該契約解除の理由及び当該特定下請負人が施工していた工事内容のうち未完成部分に係る取扱いについて、契約担当課は受注者に対し、速やかに通知させるものとする。

② 契約担当課は、①の通知があった場合には、当該通知の写しを技術担当課に送付するものとする。技術担当課は、当該通知の写しの送付があった場合は、監督職員に情報提供を行うものとする。

(4) 受注者が新たに特定下請負人と契約を締結した場合

① 受注者が新たに特定下請負人と契約を締結する場合（(3)の契約解除により特定下請負人を変更した場合を含む。）、契約担当課は受注者に対して、速やかに当該特定下請負人が受注者に提出した様式1-1による見積書の写し及び当該契約に係る契約書の写しを提出させるものとする。

② ①の場合にあつては、受注者及び新たに契約を締結する特定下請負人に対し、2.(3)の規定を適用することとする。

③ ①の場合であつて、受注者が自ら施工していた特定専門工事を新たに特定下請負人に発注することとした場合にあつては、契約担当課は①の書類に加えて、様式4により当該特定専門工事を新たに特定下請負人に発注することとした理由について、受注者に対し、速やかに通知させ、当該通知の写しを技術担当課に送付するものとする。技術担当課は、当該通知の写しの送付があった場合は、監督職員に情報提供を行うものとする。

(5) 特記仕様書への記載

(1)及び(4)①の変更特定下請見積書等の提出に係る事項並びに(3)①及び(4)③の通知の方法に係る事項については、特記仕様書において明示すること。

5. 受注者から特定下請負人への請負代金の支払い後

(1) 支払報告書の作成

契約担当課は受注者に対し、特定下請負人への請負代金の支払いが完了した後14日以内に、支払報告書を作成の上、契約担当課に提出させるものとする。

支払報告書は様式5を用いることとし、領収書、振込証明書その他の特定下請負人に対し支払いがなされたことを証する書類を添付して提出しなければならない。

らない。

## (2) 提出書類の確認等

① 契約担当課は、(1)により提出された支払報告書に記載の支払額と、請負代金額を比較し、支払額が請負代金額を下回っていないかを確認する。

確認の結果、支払額が請負代金額を下回っていた場合には、特定下請負人に対して適切な支払いがなされていないことから、受注者に対し、別に期限を定めて、支払額が請負代金額を下回る理由を書面で提出させるとともに、支払報告書、2.(2)又は4.(1)若しくは(4)①で提出された契約書の写し及び当該理由を記した書面の写しを、建設産業課に送付するものとする。

② 建設産業課は、①の定めによる書類の送付があった場合において、建設業者に対し必要に応じて報告を求め、当該理由が不適正であったときは、受注者に是正のための措置を講じるよう求めるものとする。建設産業課は、受注者が適切な是正措置を講じない場合には、法令違反疑義情報として建設業許可部局に①の定めによる書類を通知するものとする。当該通知を受領した建設業許可部局は、建設業法に基づく立入検査や指導等の検討をするものとする。建設産業課は、当該通知に基づいて、建設業許可部局において建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、契約担当課へその結果を報告するものとする。

③ 契約担当課は、②の定めによる報告があった場合は、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うものとし、技術担当課にその内容を通知するものとする。

④ 技術担当課は、③の定めによる通知があった場合は、請負工事成績評定要領等に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

⑤ (1)及び(2)において受注者が提出した書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存しておくものとする。

## (3) 特記仕様書等への記載

(1)の支払報告書の提出に係る事項については、特記仕様書において受注者に明示すること。また、特定下請負人に対して適切な支払いがなされていない場合は、(2)①において定める書類を建設業担当部局に送付する旨を工事請負契約書において受注者に明示すること。

## (4) 留意事項

(1)中「特定下請負人への請負代金の支払いが完了した」とは、当該特定下請負人に対する支払いが全て終了したことをいう。従って、例えば当該特定下請負人に対する請負代金の支払方法が分割払いであるような場合、分割払いがなされるごとに支払報告書を作成して契約担当課に提出する必要はなく、最終回の支払いがなされた後速やかに支払報告書を作成し、各分割払いに係る支払いがなされたことを証する書類を添付して提出すれば足りるものとする。

この試行においては、第2に規定する手続を実施するため、別添1に掲げる工事請負契約書の条項を使用するほか、別添2及び別添3の記載例を参考に、入札説明書及び特記仕様書についても、手続の実施に必要な事項を記載すること。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成24年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 北海道開発局においては、一元的な事業実施に係る契約制度の運営の観点から、北海道局予算課へ事前に報告の上、本則と異なる取扱いを行うことを妨げないものとする。



## 別添 1

(特定下請負人との下請契約等)

- 第7条の2 受注者は、特段の理由がある場合を除き、設計図書に定める工事を実施する下請負人（以下「特定下請負人」という。）が受注者に提出した見積書（見積書の記載事項に変更が生じた場合には、設計図書に定める方法により変更された見積書をいう。以下「特定下請見積書」という。）に記載の見積額以上の金額を請負代金額として、特定下請負人と契約を締結しなければならない。
- 2 受注者は、特定下請負人と契約を締結したときは、当該契約に係る契約書の写しを、速やかに発注者に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、特定下請負人との契約内容に変更が生じたときは、設計図書に定める方法に従い、当該変更に係る契約に関し特定下請負人が提出した特定下請見積書及び契約書の写しを、当該変更に係る契約の締結後速やかに、発注者に提出しなければならない。
  - 4 受注者は、特定下請負人への請負代金の支払いが完了した後速やかに、設計図書に定める方法に従い、特定下請負人に対する支払いに関する報告書を、発注者に提出しなければならない。
  - 5 発注者は、前3項の規定により特定下請見積書の写し、契約書の写し又は支払いに関する報告書を受領した後、必要があると認めるときは、受注者に対し、別に期限を定めて、その内容に関する説明を書面で提出させることができる。この場合において、受注者は、当該書面を発注者が定める期限までに提出しなければならない。
  - 6 発注者は、必要があると認めるときは、特定下請見積書及び第2項から前項までの規定に基づき発注者に提出された書類の写しを建設業担当部局に送付することができるものとする。
  - 7 受注者と特定下請負人が締結した契約が、その履行の完了前に解除された場合、受注者は、設計図書に定めるところに従い、発注者にその旨を通知しなければならない。この場合、前各項の規定は適用しない。
  - 8 受注者は、自ら施工していた特定専門工事について新たに特定下請負人と契約を締結したときは、設計図書に定める方法に従い、発注者にその旨を通知しなければならない。
  - 9 受注者が新たに特定下請負人と契約を締結した場合（第7項の契約解除に伴い特定下請負人を変更した場合を含む。）には、第2項中「当該契約に係る契約書の写し」を「当該契約に係る特定下請見積書及び契約書の写し」と読み替えて、この条の規定を適用する。
  - 10 受注者が自ら特定専門工事を施工する場合には、前各項の規定は、適用しない。

## 別添 2

### <入札説明書への記載例>

#### ○. 工事概要

(○) この工事は、入札時に特定専門工事を実施する下請負人（以下「特定下請負人」という。）から提出された特定下請見積書を入札参加者に提出させ、受注者となった者には、特定下請負人が受注者に提出した特定下請見積書に記載の見積額以上の金額を請負代金額として、当該特定下請負人と適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付け、見積額以上の契約が締結されていない場合には、総務部〇〇課（以下「契約担当課」という。）はその理由を記した書面を受注者に提出させ、建政部建設産業課（以下「建設産業課」という。）に通報することとし、また、受注者から特定下請負人への請負代金の支払完了後に、受注者から発注者に提出させる特定下請負人に対する支払いに関する報告書に記載の支払額が請負代金額を下回る場合には、特定下請負人に対して適切な支払いがなされていないことから、契約担当課はその理由を記した書面を受注者に提出させ、建設産業課に通報する、下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行対象工事である。

この工事における特定専門工事は「〇〇工」とし、特定下請負人は、1次下請けとして当該特定専門工事の全部又は一部を施工する予定の全ての施工者とする。

ただし、材料購入又は資材・機材のリースのみの契約については、特定専門工事及び特定下請負人の対象としない。

#### ○. 特定下請負人からの特定下請見積書の提出

(1) 入札参加者は、次に定めるところにより、特定下請負人から提出された見積書の写しを提出すること。

提出期限：令和〇年〇月〇日【入札書の提出期限の日を記載】

提出先：〇〇地方整備局総務部〇〇課

様式：別添様式〇によることとする。【様式1-1を入札説明書の別添に添付】

留意事項：見積書には、当該特定下請負人と締結することとしている全ての契約に係る見積を記載すること。

(2) 特定専門工事を入札参加者自ら実施する場合には、(1)の見積書に代えて、別添様式〇の通知書を提出すること。【様式2を入札説明書の別添に添付】

(3) (1)の見積書の写し及び(2)の通知書のいずれも提出がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その者のした入札を無効として取り扱う。

(4) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、(1)により提出した見積書の内容に変更が生じた場合には、契約締結時ま

で(1)に掲げる提出先に変更後の特定下請見積書の写しを再提出することとする。その場合、(1)により提出した見積書からの変更点が明確になるよう、別添様式○の記載例【様式1-2を入札説明書の別添に添付】を参考に、(1)の見積書の記載内容は消去せず、加筆して修正の上提出すること。

(5) 入札参加時に特定下請見積書を提出していた者が落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、特定専門工事を自ら施工することとした場合には、契約締結時までに(1)に掲げる提出先に別添様式○の通知書を提出することとする。【様式2を入札説明書の別添に添付】

### 別添3

#### <特記仕様書への記載例>

(特定専門工事及び特定下請負人)

第〇条 この工事における特定専門工事は「〇〇工」とし、1次下請けとして当該特定専門工事の全部又は一部を施工する予定の全ての施工者を特定下請負人とする。

ただし、材料購入又は資材・機材のリースのみの契約については、特定専門工事及び特定下請負人の対象としない。

(契約書第7条の2第1項に定める特定下請見積書の変更方法)

第〇条 特定下請見積書の記載事項に変更が生じた場合、変更点が明確になるよう、別添様式〇の記載例【様式1-2を特記仕様書の別添に添付】を参考に、変更前の特定下請見積書の記載内容は消去せず、変更内容を加筆して修正の上、提出すること。

(契約書第7条の2第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに定める書類の提出方法)

第〇条 契約書第7条の2第2項から第4項まで及び第7項から第9項までにおいて提出することとなっている書類については、次の表に掲げるところに従い提出すること。

提出する書類	提出先	提出期限
特定下請負人と締結した契約書の写し	〇〇地方整備局総務部〇〇課	特定下請負人との契約締結後速やかに
特定下請負人との契約に変更が生じた場合の当該変更に係る特定下請見積書及び契約書の写し	上に同じ	特定下請負人との当該変更に係る契約の締結後速やかに
特定下請負人との契約を解除した旨の通知書	上に同じ	特定下請負人との契約解除後速やかに
受注者が自ら施工していた特定専門工事を新たに特定下請負人に発注することとした場合の通知書	上に同じ	特定下請負人との契約締結後速やかに
新たに特定下請負人に発	上に同じ	特定下請負人との契約締

注することとした場合の当該契約に係る（変更）特定下請見積書及び契約書の写し		結後速やかに
特定下請負人に対する支払報告書	上に同じ	特定下請負人への請負代金の支払いが完了した後14日以内に

- 2 特定下請負人に対する支払報告書の様式は、別添様式○によることとし、領収書、振込証明書その他の特定下請負人に対し支払いがなされたことを証する書類を添付して提出しなければならない。【様式5を特記仕様書の別添に添付】
- 3 分割払いの場合においては、支払報告書の提出は全ての支払いを完了した後とする。
- 4 特定下請負人との契約を解除した旨の通知書の様式は、別添様式○によること。【様式3を特記仕様書の別添に添付】
- 5 受注者が自ら施工していた特定専門工事を新たに特定下請負人に発注することとした旨の通知書の様式は、別添様式○によること。【様式4を特記仕様書の別添に添付】